

要 保 存

平成19年4月9日

保護者様

横浜市立秋葉中学校
校長 川上 敏春

警報発令時の登校について

風水害等の警報発令時における生徒の安全確保について、次のとおりの対応と致しますので、ご承知おきくださいますようお願い致します。

1. 横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に『暴風警報』『大雪警報』が発令の場合
午前7時の段階で発令継続中の場合は、休業（休校）とします。
2. 『暴風警報・大雪警報を伴わないその他の警報』（大雨・洪水警報等）が発令の場合
登校を原則としますが、ご家庭で河川・道路状況・今後の見通し等を総合的に判断し危険が予想される場合は、登校を見合わせてください。その際、欠席扱いとは致しません。授業の有無については、生徒の登校状況その他を総合的に判断し、決定します。
3. 登校後『暴風警報』『大雪警報』が発令された場合
速やかに「授業時間繰り上げ」措置を講じ、下校させることがあります。安全確保のため、場合によっては生徒を校内に留め置くこともあります。

「東海地震に関連する情報」について

気象庁から発表される「東海地震に関連する情報」と内閣総理大臣からの「警戒宣言発令」につきましては、次のような対応と致しますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

1. 観測情報

① 平常通り

2. 注意情報 予知情報 警戒宣言発令時

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させます。ただし、児童生徒の障害に応じて、学校において直接保護者に引き渡すこともあります。
- ② 学校、地域、児童の実態に応じて、学校において保護者に引き渡します。
- ③ 留守家庭等の児童生徒については、学校で保護します。
- ④ 市外等遠隔地からの通学者については、学校で保護します。
- ⑤ 通学中、在宅中に注意情報（又は警戒宣言）が発せられた場合は、休校とします。
なお、登下校時にあっては、帰宅する等の措置を講じます。

このプリントは1年間保存してください。